

第5期鎌ヶ谷市障がい福祉計画 第1期鎌ヶ谷市障がい児福祉計画

【平成30年度～平成32年度】

(概要編 案)

鎌ヶ谷市

1 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、改正障害者総合支援法第88条及び改正児童福祉法第33条の20に基づく、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の種類ごとに必要なサービス量の見込みを示す計画です。

なお、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、一体的に策定できるものとされています。

また、市の最上位計画となる「鎌ヶ谷市総合基本計画（かまがやレインボープラン21）」をはじめ、福祉の上位計画となる「鎌ヶ谷市地域福祉計画」の部門計画として位置づけ、障害者基本法に基づいて障がい者のための施策に関する基本的な考え方や方向性を定める「鎌ヶ谷市障がい者計画」との整合を図ったほか、各種関係計画と調和を保った計画としています。

(2) 計画の期間

第5期鎌ヶ谷市障がい福祉計画及び第1期鎌ヶ谷市障がい児福祉計画の期間は平成30年度から平成32年度までの3か年とします。

(3) 計画の基本理念

本計画は、障害者総合支援法や第二期鎌ヶ谷市障がい者計画の基本理念「共に生き 共にひろく福祉のまちづくり」を踏まえるとともに、第4期鎌ヶ谷市障がい福祉計画の基本理念を引き継ぎます。さらに、第1期鎌ヶ谷市障がい児福祉計画を新たに策定することから、「障がい児の健やかな育成のための発達支援」を加えた4つを基本理念として、計画を推進していきます。

●サービスの自己選択と自己決定の尊重	共生社会を実現するため、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ります。
●全ての障がいを一元化した障害福祉サービスの提供	難病患者や発達障がい者、高次脳機能障がい者も含め、障がい者が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、サービスの充実を図ります。
●地域生活への移行と就労支援の充実	障がい者の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活での継続した支援や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、地域生活支援拠点等の整備を進めることにより、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。
●障がい児の健やかな育成のための発達支援	質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、各関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。

(4) 計画策定にあたっての取り組み

計画の策定にあたっては、障がい者団体、事業所等で構成する「鎌ケ谷市障がい者地域自立支援協議会」の意見を踏まえ、計画を策定しています。

また、障害者手帳をお持ちの方、約3,000人を対象にアンケート調査を実施するとともに、サービス提供事業所を対象に調査を行い、現状、課題の把握を行いました。当事者団体からは懇談会形式で意見を聴取し、市民参加による計画の策定に努めました。

2 障がい福祉の充実のための成果目標

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

国では、平成32年度末時点で平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行すること、施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを目標としています。

鎌ケ谷市では、平成32年度末までに、施設入所から地域生活に移行する人数を5人、施設入所の削減を1人と設定します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国では、平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場（各圏域／各市町村）を設置することを目標としています。

鎌ケ谷市では、平成32年度末までに、圏域の各市、関係機関と協議し、圏域又は市単位で協議の場を設置します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国では、平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを目標としています。

鎌ケ谷市では、平成32年度末までに、地域生活支援拠点等を市内に1箇所整備します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国では、平成32年度中に平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成すること、平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加すること、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を平成32年度末までに全体の5割以上とすること、各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを目標としています。

鎌ケ谷市では、平成32年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を24人、平成32年度末時点の就労移行支援事業の利用者数を72人、平成32年度末の就労移行率が3割以上の事業所数を13箇所、平成32年度末の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%と設定します。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

国では、平成 32 年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置すること、平成 32 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること、平成 32 年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保すること、平成 30 年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場を設けることを目標としています。

児童発達支援センターについては、平成 29 年度時点で市内に 1 箇所設置しています。引き続き、障がい児等の就学前の子どもに対し、一人ひとりの状況に合わせて発達を促すように、通所による支援を行います。

保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、平成 29 年度時点で市内において利用できる体制を構築しています。引き続き、保育園や幼稚園等に通園している障がい児等の子どもが、集団生活に適應できるように支援を行います。

また、平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保するとともに、医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置については、平成 30 年度末までに、圏域の各市、関係機関と協議し、圏域又は市単位で協議の場を設置します。

3 障害福祉サービス等の見込み

国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等の需要と供給を踏まえて見込み量を設定します。

(1) 障害福祉サービスの見込み量

事業名	単位	実績値(平成29年度は実績見込)			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問系サービス							
居宅介護(ホームヘルプ)	実利用者数/月	80人	84人	86人	88人	90人	92人
	延利用時間/月	1,039時間	1,180時間	989時間	1,056時間	1,080時間	1,104時間
重度訪問介護	実利用者数/月	7人	7人	7人	7人	7人	8人
	延利用時間/月	2,252時間	2,645時間	2,646時間	2,646時間	2,646時間	3,024時間
同行援護	実利用者数/月	15人	17人	17人	17人	17人	18人
	延利用時間/月	314時間	340時間	340時間	340時間	340時間	360時間
行動援護	実利用者数/月	1人	1人	1人	1人	2人	2人
	延利用時間/月	7時間	4時間	4時間	5時間	10時間	10時間
重度障害者等包括支援	実利用者数/月	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	延利用時間/月	0時間	0時間	0時間	744時間	744時間	744時間
日中活動系サービス							
生活介護	実利用者数/月	145人	149人	149人	151人	153人	155人
	延利用日数/月	2,812日	2,885日	2,947日	3,020日	3,060日	3,100日
自立訓練(機能訓練)	実利用者数/月	0人	0人	1人	1人	1人	1人
	延利用日数/月	0日	0日	16日	20日	20日	20日
自立訓練(生活訓練)	実利用者数/月	4人	2人	2人	2人	3人	4人
	延利用日数/月	65日	18日	40日	40日	60日	80日
就労移行支援	実利用者数/月	38人	38人	41人	45人	48人	51人
	延利用日数/月	587日	590日	629日	675日	720日	765日
就労継続支援(A型=雇用型)	実利用者数/月	25人	30人	31人	32人	33人	34人
	延利用日数/月	490日	570日	630日	640日	660日	680日
就労継続支援(B型=非雇用型)	実利用者数/月	106人	111人	107人	109人	111人	113人
	延利用日数/月	1,830日	1,905日	1,900日	1,962日	1,998日	2,034日
【新規】就労定着支援	実利用者数/月				1人	3人	5人
療養介護	実利用者数/月	13人	13人	12人	12人	12人	12人
短期入所(福祉型)	実利用者数/月	26人	24人	25人	26人	27人	28人
	延利用日数/月	269日	256日	260日	260日	270日	280日
短期入所(医療型)	実利用者数/月	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	延利用日数/月	4日	4日	4日	5日	5日	5日
居住系サービス							
共同生活援助(グループホーム)	実利用者数/月	37人	43人	45人	47人	49人	51人
施設入所支援	実利用者数/月	48人	48人	48人	48人	47人	46人
【新規】自立生活援助	実利用者数/月				1人	3人	5人
相談支援							
計画相談支援	実利用者数/月	78人	102人	105人	110人	115人	120人
地域移行支援	実利用者数/月	0人	0人	0人	1人	1人	1人
地域定着支援	実利用者数/月	0人	0人	0人	1人	1人	1人

(2) 障害児通所支援等の見込み量

事業名	単位	実績値(平成29年度は実績見込)			計画値		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援							
障害児相談支援	実利用者数/月	25人	39人	54人	56人	58人	60人
障害児通所支援							
児童発達支援	実利用者数/月	42人	55人	68人	70人	72人	74人
	延利用日数/月	433日	538日	692日	700日	720日	740日
医療型児童発達支援	実利用者数/月	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	延利用日数/月	0日	0日	0日	5日	5日	5日
放課後等デイサービス	実利用者数/月	60人	93人	102人	104人	106人	108人
	延利用日数/月	703日	1,095日	1,232日	1,248日	1,272日	1,296日
保育所等訪問支援	実利用者数/月	3人	3人	2人	3人	4人	5人
	延利用日数/月	5日	3日	2日	3日	4日	5日
その他障害児支援サービス							
【新規】居宅訪問型児童発達支援	実利用者数/月				0人	1人	2人
	延利用日数/月				0日	1日	2日
【新規】医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	コーディネーター数				0人	0人	1人

(3) 地域生活支援事業の見込み量

事業名	単位	実績値(平成29年度は実績見込)			計画値			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
相談支援事業	障害者相談支援事業	設置箇所数	7箇所	7箇所	8箇所	9箇所	10箇所	10箇所
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	協議	有	有	有	有
	障害者自立支援協議会	設置の有無	有	有	有	有	有	有
	市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
	住宅入居者等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実利用者数/年	0人	0人	0人	2人	2人	2人	
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有	
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延利用件数/年	289件	363件	312件	340件	360件	380件
	手話通訳者等設置事業	設置者数/年	1人	1人	1人	1人	1人	1人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	延利用件数/年	4件	6件	7件	7件	7件	7件
	自立生活支援用具	延利用件数/年	7件	11件	11件	12件	13件	14件
	在宅療養等支援用具	延利用件数/年	10件	11件	11件	11件	11件	11件
	情報・意思疎通支援用具	延利用件数/年	11件	9件	9件	10件	11件	12件
	排泄管理支援用具	延利用件数/年	1,794件	1,937件	1,815件	1,820件	1,850件	1,880件
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	延利用件数/年	0件	0件	0件	1件	1件	1件
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者数/年	8人	7人	10人	10人	10人	10人	
移動支援事業	延利用時間/月	180時間	171時間	167時間	180時間	190時間	200時間	
	実利用者数/月	21人	22人	20人	22人	24人	26人	
地域活動支援センター(市内分)	実利用箇所数/年	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	
	実利用者数/月	19人	20人	21人	21人	21人	21人	
地域活動支援センター(他市利用分)	実利用箇所数/年	3箇所	3箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	
	実利用者数/月	3人	3人	4人	4人	4人	4人	
日中一時支援事業	実利用者数/月	50人	36人	27人	30人	35人	40人	

4 その他推進する取り組み事項

障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な取り組みとして、以下の項目を本計画に位置付けます。

(1) 障がい者等に対する虐待の防止

障がい者虐待の未然防止、早期発見、対応、適切な支援等の取り組みにより、権利擁護を推進します。

(2) 障がい者等の社会参加等の促進

障がい者の生きがいつくりや健康を維持・増進させるため、障がい者が取り組むスポーツやレクレーション活動に対する支援の充実、障がい者が取り組める各種講座の充実、障がい者と障がいのない人が共に楽しめる活動機会の支援に努めます。

(3) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がい者の自立と社会参加に関わるあらゆる場面で、障がいを理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう、障がいへの理解や啓発に努めます。

(4) 事業所における研修等の充実

障害福祉サービス等を利用する障がい者が安心して利用できるよう、事業所の職員を対象とする権利擁護の視点を含めた研修を充実します。